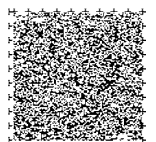


■ 第3章 基本構想

1. 本市の障害者施策の目指す姿（基本理念）
2. 施策の方向性（基本目標）
3. 施策の体系
4. 重点施策



1. 本市の障害者施策の目指す姿（基本理念）

障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

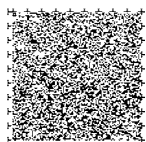
本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成29年9月に制定しています。

地域共生社会の考え方の下、これまで『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域で共に暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指してきました。

本計画においては、基本的な考え方を踏襲しつつ、更なる障害への理解促進と障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で共に支えあいながら、自分らしく生き生きと暮らせる環境づくりを進めていく観点から『誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり』という新たな基本理念を掲げ、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を目指して取り組んでいきます。

《石巻市第4次障害者計画 基本理念》

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり



2. 施策の方向性（基本目標）

❖基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

障害を理由とする差別の解消、権利擁護、障害に関する理解啓発、ボランティア活動の推進について

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現のためには、あらゆる場面において、障害を理由とする差別をなくし、周囲の人が障害に関して正しく理解し、すべての人がお互いに人格と個性を尊重しあうことが重要です。

そのため、障害者差別解消や障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動及び福祉教育の推進に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、成年後見制度利用の促進及び障害者虐待防止対策の推進に努めます。



❖基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

障害福祉サービス全般や相談支援、各種経済的支援について

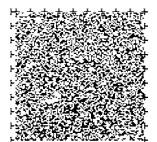
障害のある人が地域で安心して暮らすためには、必要なサービスを提供する体制整備と利用しやすい相談体制の充実を図ることが重要です。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行い、本人の意思を尊重したサービスを提供するとともに、ライフステージ ＊ごとに継続した保健、医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的、質的な充実を図り、自立した生活に向けた支援体制の充実を図ります。

更に、相談機能の向上に向け、相談員の資質向上や人材育成、関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。



＊ ライフステージ: 人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。



❖基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

障害がある子どもの療育支援や保育・教育環境の充実について

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばしていくためには、早期の療育支援、乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた支援が重要となります。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、地域、関係者における発達・障害に関する理解を深めつつ、専門機関等の連携の下、一人ひとりの将来を見据え、特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した療育支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

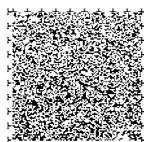


❖基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

障害がある人の雇用の促進や就労の支援について

障害のある人が地域で自立した生活を営む上で、働くことは重要であり、障害のある人自身の生きがいや生活の質の向上にもつながるものとなります。

誰もが、自分にあった働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、一般就労に向けた支援や就労定着のための支援を推進します。



❖基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

移動支援、スポーツ・文化活動、情報のバリアフリー*の推進について

障害のある人が社会の中で生きがいを持ち活躍できる環境づくりを進めるために、移動支援の充実とともに、スポーツ、文化活動において、障害があっても参加しやすい支援、場の提供に努めます。

また、障害のある人とない人の間で、必要な情報を得る上で、格差が生じないように、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。



❖基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

住居や公共施設等のバリアフリー化、災害や緊急時の支援について

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁*）を取り除いていくことが重要です。

すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるため、公共施設、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン*化を推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活基盤の整備に努めます。

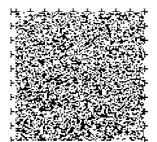
また、災害その他の緊急時にも安全安心が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策、交通安全対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。



* **バリアフリー**: 障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

* **社会的障壁**: 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

* **ユニバーサルデザイン**: 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



3. 施策の体系

【 基本理念 】

【 基本目標 】

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らしを営む共生のまちづくり

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

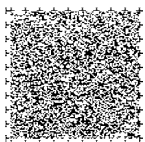
基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

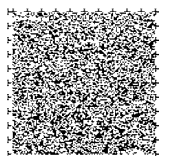
基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進



【基本目標を達成するための施策】

【施策の取組内容】

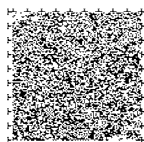
施策 1-1 障害を理由とする差別の解消の推進 (P. 64)	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 (P. 67)	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
施策 1-3 人権・権利擁護の推進 (P. 69)	1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進
施策 2-1 相談支援体制の確保 (P. 71)	2-1-1 相談機能の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進
施策 2-2 保健・医療サービスの提供 (P. 74)	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
施策 2-3 生活支援体制の充実 (P. 76)	2-3-1 障害福祉サービスの充実 2-3-2 重症心身障害児者の支援 2-3-3 地域生活移行の推進 2-3-4 経済的支援の実施
施策 3-1 発達・療育支援環境の充実 (P. 80)	3-1-1 発達や障害に対する理解を深めるための取組の推進 3-1-2 障害の早期発見および療育支援の充実
施策 3-2 保育・教育環境の充実 (P. 83)	3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 3-2-2 学校施設の整備・充実
施策 4-1 多様な就労への支援 (P. 85)	4-1-1 福祉的就労の場の提供 4-1-2 障害者施設からの物品購入等の推進
施策 4-2 一般就労の推進 (P. 87)	4-2-1 雇用・就労の促進 4-2-2 就労定着への支援
施策 5-1 移動支援の充実 (P. 89)	5-1-1 移動費用の助成等 5-1-2 移動支援による行動範囲の拡大
施策 5-2 スポーツ・文化活動の推進 (P. 91)	5-2-1 生涯学習機会の充実 5-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
施策 5-3 情報のバリアフリーの推進 (P. 93)	5-3-1 多様な意思疎通支援の充実 5-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実
施策 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (P. 95)	6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 6-1-2 住環境改善のための支援・整備
施策 6-2 日常生活における安全安心の確保 (P. 97)	6-2-1 防犯・交通安全対策・消費生活相談支援の推進 6-2-2 緊急時における安全確保対策の推進
施策 6-3 災害時の安全安心策の強化 (P. 99)	6-3-1 災害時における避難支援体制の強化



■第4次障害者計画とSDGsの関連



基本目標	施策	ゴール番号						
1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成								
	1-1 障害を理由とする差別の解消の推進	3	4	5	10	16	17	
	1-2 地域交流、ボランティア活動の推進	3	10	17				
	1-3 人権・権利擁護の推進	3	10	16	17			
2 安心して暮らすための支援体制の推進								
	2-1 相談支援体制の確保	1	3	4	16	17		
	2-2 保健・医療サービスの提供	1	3	17				
	2-3 生活支援体制の充実	1	3	11	16	17		
3 児童の発達支援や療育体制の推進								
	3-1 発達・療育支援環境の充実	3	4	16	17			
	3-2 保育・教育環境の充実	3	4	11	16	17		
4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進								
	4-1 多様な就労への支援	3	4	8	17			
	4-2 一般就労の推進	3	4	8	17			
5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進								
	5-1 移動支援の充実	1	3	17				
	5-2 スポーツ・文化活動の推進	3	4	17				
	5-3 情報のバリアフリーの推進	3	10	16	17			
6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進								
	6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	3	11	16	17			
	6-2 日常生活における安全安心の確保	3	11	17				
	6-3 災害時の安全安心策の強化	3	11	17				



4. 重点施策

本計画の基本的な考え方を踏まえ、本計画をより効果的に推進していくため、下記の施策を重点施策とし、3年ごとに策定する「障害福祉計画・障害児福祉計画」において、各施策の重点事業を設定し、効果的かつ効率的に、施策を推進するよう取り組んでいきます。（重点事業 P113）

基本目標	施策
基本目標 1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成	1-1 障害を理由とする差別の解消の推進
基本目標 2 安心して暮らすための支援体制の推進	2-1 相談支援体制の確保
	2-3 生活支援体制の充実
基本目標 3 児童の発達支援や療育支援体制の推進	3-1 発達・療育支援環境の充実
基本目標 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進	4-1 多様な就労への支援
	4-2 一般就労の推進
基本目標 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進	5-1 移動支援の充実

